

産業廃棄物処理計画書

年 月 日

福山市長 様

提出者

住所 広島県福山市鋼管町1番地

氏名 JFEプラントエンジニア株式会社

取締役執行役員 井野 勝己
福山事業所長

電話番号 084-945-3776

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、平成30年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	JFEプラントエンジニア株式会社 福山事業所
事業場の所在地	広島県福山市鋼管町1番地
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 条例別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 条例別紙 1, 2 のとおり	
(管理体制図)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 条例別紙 1, 2 のとおり			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項 条例別紙 1, 2 のとおり	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

条例別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	（これまでに実施した取組）	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	（今後実施する予定の取組）	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

条例別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 **条例別紙 1, 2 のとおり**

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

条例別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 条例別紙1, 2のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

条例別紙1(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(平成29年度)実績量

計画：今年度(平成30年度)計画量

単位:トン/年

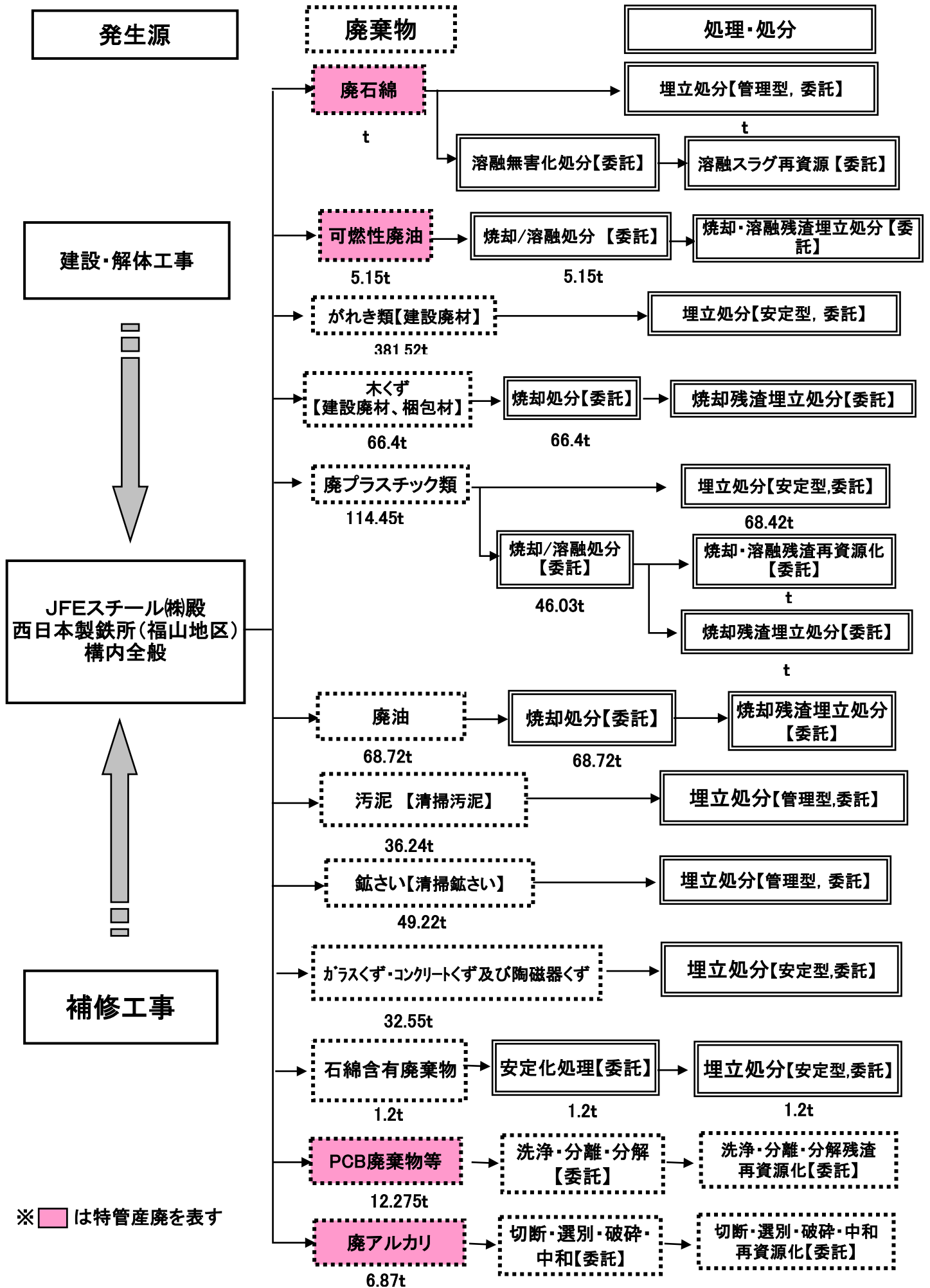
産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	36.24	20								
廃油	68.72	50								
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	114.45	70								
紙くず										
木くず	66.40	50								
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず										
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	32.55	50								
鋳さい	49.22	30								
がれき類	381.52	220								
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
石綿含有産業廃棄物	1.20									
特定有害廃アルカリ	6.87	5								
引火性廃油	5.15									
PCB	12.28									
合計	774.60	495	0		0		0		0	

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	36.24	20	36.24	20						
廃油	68.72	50	68.72	50						
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	114.45	70	114.45	70						
紙くず										
木くず	66.40	50	66.40	50						
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず										
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	32.55	50	32.55	50						
鋸さい	49.22	30	49.22	30						
がれき類	381.52	220	381.52	220						
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
石綿含有産業廃棄物	1.20		1.20							
特定有害廃アルカリ	6.87	5	6.87	5						
引火性廃油	5.15		5.15							
PCB	12.28		12.28							
合計	774.60	495	774.60	495	0		0		0	

別添 1 産業廃棄物の一連の処理工程



条例別紙2（条例-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

① 事業の種類	機械等修理業
② 事業の規模	売上高 404.8 億円
③ 従業員数	1,044 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 参照願います。

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（[管理体制図等](#)、[別紙を参照](#)）

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 工事請負による廃棄物の排出のため、自ら行う抑制は無い。
④ 計画	（今後実施する予定の取組） 工事請負による廃棄物の排出のため、自ら行う抑制は無い。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 工事毎に発生したものを分別の後、処分場へ収集・運搬委託、処分委託する。
⑤ 計画	（今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 工事毎に発生したものを分別の後、処分場へ収集・運搬委託、処分委託する。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 中間処理業者に委託処理している為、当事業所が自ら行う再生利用は無い。
②計画	（今後実施する予定の取組） 中間処理業者に委託処理している為、当事業所が自ら行う再生利用は無い。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	(これまでに実施した取組) 中間処理業者に委託処理している為、当事業所が自ら行う中間処理は無い。
② 計画	(今後実施する予定の取組) 中間処理業者に委託処理している為、当事業所が自ら行う中間処理は無い。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 最終処分業者に委託処理している為、当事業所が自ら行う埋立、海洋投棄処分は無い。
③ 計画	(今後実施する予定の取組) 最終処分業者に委託処理している為、当事業所が自ら行う埋立、海洋投棄処分は無い。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

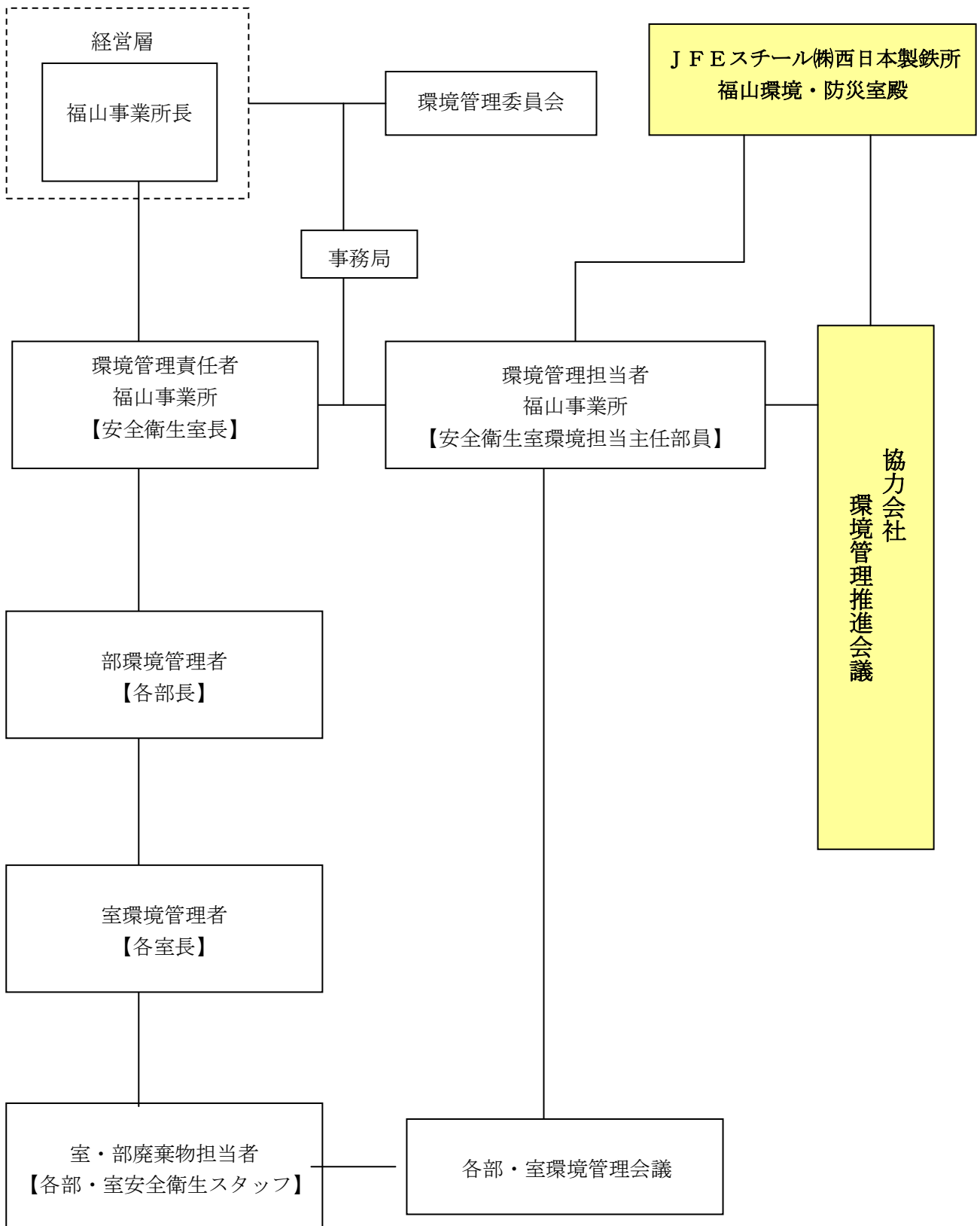
①現状	(これまでに実施した取組) J F E スチール(株)構内処理を原則とし、構内在住の処理業者に委託すると共に、収集運搬から処分まで確認管理し、マニフェスト伝票管理を徹底する。
②計画	(今後実施する予定の取組) J F E スチール(株)構内処理を原則とし、構内在住の処理業者に委託すると共に、収集運搬から処分まで確認管理し、マニフェスト伝票管理を徹底する。

別紙 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1)責任者及び管理体制図

統括責任者	JFEプラントエンジニア株式会社 福山事業所長	井野 勝己
廃棄物担当部署	福山事業所 安全衛生室 (環境管理担当:2名)	環境管理責任者 安全衛生室長 小檜山昭彦
環境管理委員会	(1)環境基本方針の審議、決定、周知 (2)福山事業所の環境管理に関する重要施策の審議、決定 (3)環境問題発生時の対応および再発防止策の審議、決定 (4)全社環境管理委員会の決定事項推進の為の具体的施策の審議、決定 (5)前各号の実施状況の監査 (6)その他環境管理に係ること 委員長：福山事業所長 副委員長:環境管理責任者 委員：部・室環境管理者（部・室 所属長）	
環境管理責任者	(1)廃棄物処理方針の策定 (2)廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 (3)JFEスチール(株)殿による環境監査における、要求・推奨事項に関する対応策の承認 (4)環境管理委員会の招集	
環境管理担当者	(1)JFEスチール(株)殿による環境監査における、要求・推奨事項に関する対応策の検討・策定 (2)JFEスチール(株)環境・防災室殿の、廃棄物処理に関する要請・通知事項の周知徹底 (3)協力会社環境管理推進会議の内容及び周知事項の社内伝達・周知徹底 (4)廃棄物処理計画の作成 (5)廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 (6)廃棄物に関する管理規程の策定と改廃 (7)廃棄物処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 (8)廃棄物処理委託契約の締結 (9)産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 (10)監督官庁への各種報告及びJFEスチール(株)福山環境・防災室殿への連絡・調整 (11)社員、関連会社に対する教育・啓発 (12)その他関係する事項	
部・室環境管理者	(1)部署の廃棄物処理状況及び管理状況の把握 (2)事業所環境担当者への、廃棄物処理・管理状況の報告	
室・部廃棄物担当者	(1)廃棄物処理の実務 (2)部・室環境管理者への廃棄物処理・管理状況報告	

(2) 産業廃棄物管理組織



はJFEスチール(株)西日本製鉄所【福山地区殿】組織